

大阪大学大学院人文学研究科外国学専攻及び外国語学部

研究・広報・社会貢献委員会内規

(設置)

第1条 大阪大学大学院人文学研究科外国学専攻及び外国語学部（以下「専攻等」という。）の下に合同で研究・広報・社会貢献委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、専攻等に係る次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 研究の推進に係る方針の策定に関すること。
- (2) 研究の推進に係る情報の収集及び専攻等内への周知に関すること。
- (3) 競争的資金獲得等に関すること。
- (4) 産学官連携に関すること。
- (5) 寄附金等の受入れに関すること。
- (6) 教育研究資源に基づく社会貢献に関すること。
- (7) 広報戦略の策定並びに企画、調整及び実施に関すること。
- (8) その他研究の推進、広報及び社会貢献に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 専攻長
- (2) 外国語学部長
- (3) 委員長が指名する教員若干名

(任期)

第4条 前条第3号の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(副委員長)

第6条 委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障のあるときは、その職務を代行する。

(議事)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(報告)

第9条 委員会は、その審議の結果を大阪大学大学院人文学研究科外国学専攻会議及び外国語学部教授会に報告するものとする。

(事務)

第10条 委員会に関する事務は、箕面事務部事業推進係で行う。

(雑則)

第11条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定

める。

附 則

- 1 この内規は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 大阪大学大学院言語文化研究科言語社会専攻及び日本語・日本文化専攻研究企画推進委員会内規（平成 24 年 4 月 1 日制定）は、廃止する。

附 則

この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。